

# 記者会見次第

日時：令和8年4月22日（水）  
午前11時から  
場所：太田市役所12階 12B会議室

## 1. 開 会

## 2. 市長あいさつ

## 3. 会見事項

- (1) あなたの『安心』を市が応援します！ ～家庭用防犯カメラ購入助成金～
- (2) 商店・空き店舗のリフォーム支援事業補助金を活用しませんか
- (3) 空き家を除却するための費用を補助します！ ～空家除却補助金～

※次回定例記者会見実施予定

日時：令和8年5月27日（水）  
午前11時から  
会場：太田市役所12階 12B会議室

**あなたの『安心』を市が応援します！**

～家庭用防犯カメラ購入助成金～

**1 概要**

太田市では、侵入盗等の犯罪を未然に防止するために、市内の戸建て住宅において、家庭用防犯カメラを購入し設置した世帯に対し、その費用の一部を助成しています。

**2 内容**

- (1) 対象
- ・市内在住で、住民登録がある人（市税などの滞納がない）
  - ・令和8年4月1日以降に戸建て住宅（借家を除く）または店舗併用住宅の住宅部分に家庭用防犯カメラを設置した人
- ※令和7年度中に購入・設置し、助成金の交付を受けていない方も対象となります。
- (2) 補助率 購入・設置費用の50%
- (3) 助成金額 上限2万円
- (4) 受付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※予算上限に達した場合前倒しで終了。
- (5) 申請方法 電子申請または申請書に必要書類を添えて危機管理室の窓口まで

**<お問合せ先>**

太田市役所 総務部 危機管理室（担当：亀山、今井）

TEL：0276-47-1899（直） FAX：0276-47-1888

E-Mail：010370@mx.city.ota.gunma.jp

ご自宅の防犯対策は万全ですか？

# 家庭用防犯カメラ 購入助成金



助成金額

上限 **2万円**

補助率

購入・設置費用の  
2分の1 まで

※千円未満切り捨て

対象者

- ・市内に在住し、住民登録がある人
- ・市税等の滞納がない人
- ・戸建住宅(借家を除く)に防犯カメラを設置した人

※申請は1世帯につき1回のみ



▲詳しくは

対象経費

- ・防犯カメラ及びその付属品の購入費
- ・防犯カメラの設置に要する費用

※令和8年4月1日以降に購入・設置したもの  
※ただし令和7年度中に購入・設置し、助成金の交付を1度も受けていない方は、お問い合わせください。

**申請期間 (予算上限に達し次第終了)**

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)

# 申請前に必ず確認ください ↓

## 申請書類

必要書類	申し込み時の注意事項
申請書	市HPからダウンロードまたは窓口で配布
領収書の写し	フルネームの宛名(商品名、購入代金、購入日及び販売店名等が記載されているもの)
設置状況のわかる写真	設置・取付したことがわかる写真
申請者の振込先口座がわかるもの	通帳、キャッシュカード、WEB通帳の印刷物 ※申請者本人の口座のみ

## よくある質問

質問	回答
防犯カメラを購入する前に申請が必要ですか？	購入・設置後の申請となりますが、対象となるか不安があるときは、事前にご相談ください。
世帯主以外でも申請できますか？	申請できます。ただし、領収書の宛名と同じ方が申請者となります。
申請後、助成金はいつ振り込まれますか？	審査通過後、1～2カ月程で申請した口座に振り込まれます。(振込通知は送付しません。)
複数の防犯カメラを購入しても対象となりますか？	対象となりますが、補助額の上限は2万円となります。
カメラ付きインターホン(ドアホン)も対象になりますか？	カメラ付きインターホン(ドアホン)は、対象外です。

## 申請方法

●必要書類を添えて電子申請または窓口へ

申請書  
(市HP) ▶



電子申請 ▶



## 商店・空き店舗のリフォーム支援事業補助金を活用しませんか

既存店舗・空き店舗のリフォーム費用を補助します

既存店舗のリフォーム費用、空き店舗を活用して新規開店するお店のリフォーム費用及び家賃を補助する制度のご案内です。既存店舗のリフォームまたは、開業を検討されている方は、ぜひ、ご活用ください。

### 1 商店リフォーム支援事業

- ・補助率 1/2 以内
- ・補助金額 100 万円以内
- ・受付期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）～29 日（金） ※予算を超えた場合は抽選、予算に達しなかった場合は 9 月末日まで先着順で受付

### 2 空き店舗対策家賃支援事業

- ・補助率 1/2 以内
- ・補助金額 月額 3 万円以内
- ・受付期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）～9 月 30 日（水） ※先着順  
予算に達し次第受付終了

### 3 空き店舗対策リフォーム支援事業

- ・補助率 1/2 以内
- ・補助金額 200 万円以内（用途地域により補助金限度額は異なる）
- ・受付期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）～9 月 30 日（水） ※先着順  
予算に達し次第受付終了

### 4 その他

いずれも着工前に申請が必要です。業種や工事業者等の要件がありますので、詳細は産業ミライ推進課までお問い合わせください。

#### <お問合せ先>

太田市役所 産業環境部 産業ミライ推進課（担当：山口、大隅、林）  
TEL：0276-47-1834（直） FAX：0276-47-1881  
E-Mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp

**空き家を除却するための費用を補助します！**

～空家除却補助金～

空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図るため、空き家の除却に要する費用の一部を補助します。（予算は概ね100件分）

**1 対象となる空き家**

市内に所在する1年以上居住その他の使用実態がない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅（居住用の床面積が延べ床面積の2分の1以上のもの）または長屋。

**2 対象者**

過去にこの補助金を利用したことがなく、申請者とその世帯全員に市税等の滞納がない、次の①または②に該当する方

- ① 空き家の所有者または相続人
- ② 上記①の同意を得た敷地の所有者

**3 対象となる工事**

- ① 空き家の全部を除却すること
- ② 市内に事業所を有する個人事業主または市内に本社や本店を有する法人で、解体工事に必要な建設業法の許可を受けた者または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者による工事

**4 補助金額**

次の①・②・③のうち最も少ない額

- ① 補助対象工事費（右に記載の工事費を除く）×1/2
- ② 延べ床面積(m<sup>2</sup>)×13,000円×1/2
- ③ 50万円（補助金限度額）

**5 申請受付期間**

令和8年4月14日(火)から令和8年10月13日(火)まで  
予算（概ね100件分）に達した時点で受け付けを終了します。

**<お問合せ先>**

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課（担当：島田、茂木、春山）  
TEL：0276-47-1843（直） FAX：0276-47-1883  
E-Mail：030700@mx.city.ota.gunma.jp

令和8年度

# 空き家を除却するための費用を補助!

太田市では空き家所有者の自発的な除却及び土地の利活用を促進し、地域の活性化を図るため、空き家の除却に要する費用の一部を補助します。(予算は概ね100件分)

**最大50万円**



## 対象となる空き家

市内に所在する概ね1年以上居住その他の使用実態がない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅(居住用の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの)または長屋

## 対象者(申請者)

過去にこの補助金を利用したことがなく、申請者とその世帯全員に市税等の滞納がない、次の①または②に該当する方

① 空き家の所有者または相続人

② 上記①の同意を得た敷地の所有者

※1 法人、暴力団及び暴力団員もしくはそれらの者と関係を有する方は、補助の対象者とはなりません。

※2 次に該当する場合は、除却についての同意書が必要となります。

・空き家に共有者または相続人がいる場合

・空き家に所有権以外の権利の設定がある場合

・長屋の住戸を除却するとき、除却する住戸の他に住戸所有者がいる場合

詳しくは、裏面の【補助金の交付申請をするとき】をご参照ください。

※3 空き家の所有者(申請者)とその敷地の所有者が別の場合は、必ず敷地所有者に除却についての同意を得てから申請をしてください。(同意書不要)

## 対象となる工事

① 空き家の全部を除却する工事

② 市内に事業所を有する個人事業主または市内に本社や本店を有する法人で、解体工事に必要な建設業法の許可または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者による工事

※ 次に該当する工事は、補助の対象とはなりません。

・補助金の交付決定前に着手した工事(足場や養生等も事前着手は認められません)

・物置や倉庫等として利用している空き家を除却する工事

・他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事

・公共事業による補償対象となっている空き家を除却する工事

## 補助金額

次の①・②・③のうち最も少ない額

① 補助対象工事費(右に記載の工事費を除く)×1/2

② 延べ床面積(m<sup>2</sup>)×13,000円×1/2

③ 50万円(補助金限度額)

## 補助対象にならない

・倉庫、車庫、門扉、塀、樹木等の除却工事

・家財道具、敷地内残置物等の動産撤去処分

・給排水管、給湯器、太陽光パネル等の撤去処分

・諸経費(重機回送費を除く)等

【申請受付期間】令和8年4月14日(火)から令和8年10月13日(火)まで

※1 ただし予算(概ね100件分)に達した時点で受け付けを終了します。

※2 申請は、必要書類が全て揃っていることを確認した後に受け付けます。

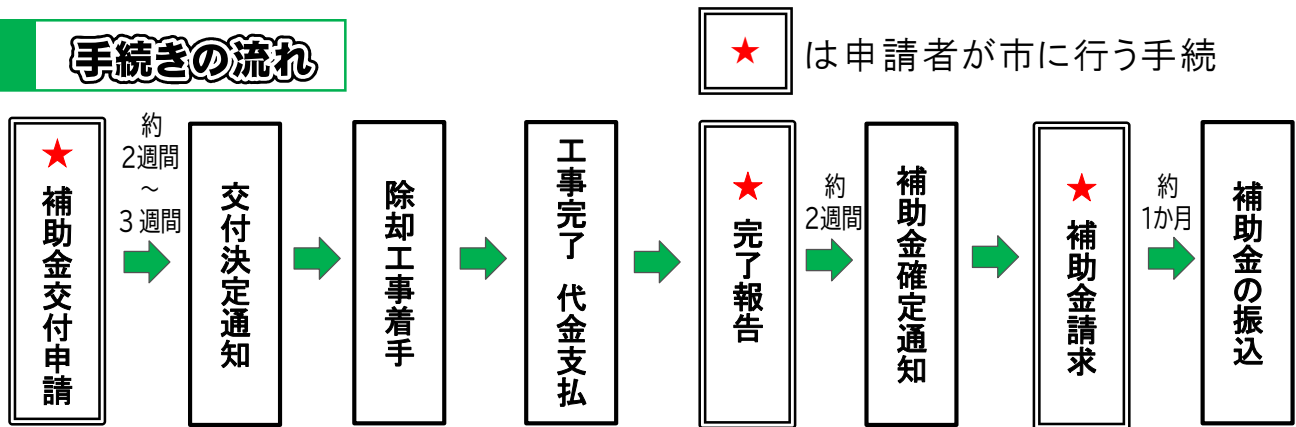
【問い合わせ先】

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課(市役所7階) 電話 0276-47-1843

ホームページは  
こちら ↓



## 手続きの流れ



## 手続きに必要な書類

交付決定日から4か月を経過する日、または令和9年2月末日のいずれか早い日までに提出

### ★【補助金の交付申請をするとき】

- 空家除却補助事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 空き家の位置図(空き家の場所が分かる案内図)及び現況写真(空き家の全景が確認できるもの)2~3枚、A4でプリントしたもの、またはL判等をA4コピー用紙等に貼り付けたもの(L判等の写真をバラで提出しないこと)
- 工事費の見積書の写し(補助対象経費、対象外経費がわかるよう、内訳明細のあるもの)
- 空き家の登記事項証明書(未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知書の写し又は課税物件照合票(様式第2号)) ※インターネットで取得した不動産登記情報は不可
- 施工業者の建設業法(土木工事業、建築工事業、解体工事業)の許可又は建設リサイクル法の登録を受けたことを証する書類の写し
- 空き家であることを確認できる書類(申請日までの過去1年間の水道や電気の使用量証明書等)
- 暴力団排除に関する誓約書

#### 以下は該当する場合に必要な書類

- 空き家に所有権以外の権利の設定がある場合は、当該権利者の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
  - 共有者、相続人が複数いる場合は、申請者以外のそれらの者全員の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
  - 長屋の住戸を除却する場合は、他の住戸の所有者の除却についての同意書
  - 敷地の所有者が申請する場合は、空き家の所有者または相続人の除却についての同意書及び印鑑登録証明書
  - 所有者と相続人の関係が確認できる戸籍謄本(所有者(被相続人)の出生から死亡までの戸籍謄本)
  - 併用住宅の場合は、居住用部分の床面積が延べ床面積の1/2以上であることを確認できる図面
- ※ 同意書は自由書式です。参考書式が必要な方は、まちづくり推進課までお声がけください。

### ★【完了報告をするとき】

- 空家除却補助事業完了報告書(様式第7号)
  - 工事費に係る領収書の写し(申請時の見積額と領収書の額が違う場合には請求明細書を添付してください)
  - 工事完了後の写真(申請時の写真と見比べられるように撮影し、A4プリントまたはA4用紙に貼り付けたもの)
  - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(E票が提出できない場合はA票)の写し(施工業者から取り寄せてください)
- ※ 産業廃棄物管理票の「排出事業者」は補助金交付申請書の工事施工業者欄に記載してある業者であること、及び産業廃棄物管理票の「事業場の所在地」は補助対象空き家の所在地と同一であることを確認して下さい。

### ★【補助金の請求をするとき】

- 補助金交付請求書(様式第11号)
- ※預金等通帳またはそのコピー(金融機関、支店、口座番号、名義人がわかるもの)を持参してください。

※ 申請書等はまちづくり推進課、各行政センター、東・西サービスセンターで配布している他、市のホームページからダウンロードすることもできます。

- 注
- 完了報告書は、交付決定通知日から4か月を経過する日、または交付決定年度の2月末日の、いずれか早い日までに提出してください。期限までに完了報告書が提出できない場合は、事前にまちづくり推進課までご連絡ください。(提出期限を過ぎた場合は補助金交付決定を取り消すことがあります)
  - 補助金の申請は、1申請者1回に限っております。複数回の申請はできません。
  - 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、全額又は一部を返還していただきます。